

## 漁港機能機能高度化目標に係るメニューの運用について

平成17年3月23日付け16水港第3245号

水産庁漁港漁場整備部長通知

一部改正 平成19年3月30日付け18水港第2882号

### 第1 交付の範囲

1 漁港の高度利用のための整備の交付の範囲は、次のとおりとする。

#### (1) 外郭施設

ア 漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

イ 外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附帯施設として係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。

#### (2) 係留施設

ア 漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

イ 岸壁、物揚場、棧橋、浮棧橋等には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵又は排水溝に附帯する沈砂地、スクリーンを設置することができる。

ウ 船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。

#### (3) 水域施設

ア 漁港漁場整備法第3条第1号のハに掲げる水域施設であり、航路、泊地並びにこれに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なもの、除砂施設、除砂により当該施設を補強するために必要なもの及び水域を保全するために必要なものとする。

イ 航路等の安全対策として、浚渫及び浚渫船の建造をすることができる。

ウ 水域を保全するために必要なものとは、岩礁等が漁船等の航行の障害となっている場合に、その所在を示すため設置される浮標灯等をいう。

#### (4) 輸送施設

ア 漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

イ 道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。

ウ 道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。

#### (5) 漁港施設用地

漁港施設用地については、舗装、インターロッキング等を設置することができる。

#### (6) 漁港環境整備施設

漁港漁場整備法第3条第2号のカに掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

#### (7) 陸上保管施設

プレジャーボート等の上下架施設及び保管施設並びにこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(8) 廃船処理

漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費とする。

(9) 船舶等放置対策設備

漁港漁場整備法に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附帯する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(10) 安全管理施設

防波堤等の安全管理のための施設として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風・防雪設備、階段、はしご、防護柵、排水溝及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(11) 清掃設備

漂着物を処理するためのビーチクリーナー等の清掃設備及びその保管庫並びにこれらに附帯する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(12) 船舶離発着施設

離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（トイレ、休憩所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附帯する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。

(13) 共同溝

電気、ガス、水道等の配管等を收容する共同溝及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(14) 軽労化施設

浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン、防舷材、滑り材（船揚場）、車止め等の軽労化施設並びにこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(15) オイルフェンス等保管施設

オイルフェンス、水域管理に必要な設備及びこれらの保管施設並びにこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(16) 洗浄施設

漁具、漁箱等を洗浄するために必要なものとする。

(17) 汚水処理施設

漁港施設からの汚水を処理するために必要なものとする。

(18) 衛生管理施設

漁獲物等を衛生的に取り扱うため、日射、異物混入等を防ぐ岸壁の屋根等及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(19) 清浄海水供給施設

清浄海水（深層水を含む）の取水、導水、浄水、送水又は配水等、取水から配水までの施設及びこれらに附帯する設備で当該施設を構成するのに必要なものとするが、配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。

なお、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。

(20) 深層水活用シャーベット・製氷供給施設

深層水のシャーベット等の製氷施設、配水施設及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(21) 深層水多段階利用施設

取水した深層水を共同利用施設である増養殖場、藻場・干潟等に配水する配水管等の施設及びこれらに附帯する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。

(2 2) 水産物の円滑な流通を確保するための施設等

防災対策に必要な以下の施設の耐震強化や災害時の避難のための階段や手すり等で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

- ①水産物の円滑な流通を確保するための施設
- ②就労者や来訪者が集まり常時利用する施設
- ③緊急時の物資の保管や一時避難場所等としての利用が想定される施設
- ④緊急時のライフラインを確保するための施設
- ⑤その他漁業地域の防災対策を推進していく上で必要な施設

(2 3) 非常用電源を確保するための施設

災害時を想定した非常用電源を確保するための施設で、当該施設を構成するのに必要なものとする。

(2 4) 附帯施設

ア 放置艇収容施設の附帯施設とは、係留施設の機能上又は管理上必要と認められるもの（柵、照明設備、車止め、漁港利用ルールの看板、電動掲示板、防舷材、防護柵、滑り材等）、水域施設（泊地、航路等）及び輸送施設（連絡道路、駐車場、照明設備、車止め、防護柵等）等の施設とする。

イ 上記ア以外の施設の附帯施設とは、門、連絡道路、照明、水道、看板等の施設とする。

(2 5) 共通事項

ア 工事の施工に伴う騒音、地盤の沈下等近隣の住民に与える影響については、事前に十分な検討を加え、対策を講じていたにもかかわらず、予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合で交付事業者等及び工事請負人がそれぞれ善良な管理を行っていたと認められる場合に限り補償費を計上することができる。

イ 自然公園区域等にある漁港において、漁港施設及び海岸保全施設を周辺の環境と調和させる必要がある場合は、景観等に配慮した構造とすることができる。

ウ ダイオキシン類の規制により休止・遊休化している施設の跡地に本事業による施設を整備する場合には、その撤去費を交付の対象とすることができる。

エ 船舶及び機械器具費については、特殊機械又は離島等の地域的理由のため、交付事業者が機械器具等を工事請負人に貸与して工事を行うことが特に必要又は得策と認められる場合に限り計上できる。

オ 営繕費については、現場事務所の新築等が特に必要と認められる場合に限り計上できる。

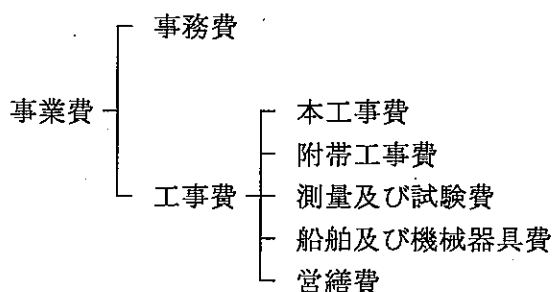
## 第2 事業費の下限

事業費の下限については、全体事業費で都道府県が実施主体の場合は15,000千円以上、その他の実施主体の場合は5,000千円以上とする。

### 第3 経費の内容

#### 1 事業費の構成

当該事業（附帯事業を除く）の施行に必要な経費（事業費）の構成は、次のとおりとする。



#### 2 事務費の内容

当該事業の施行に必要な事務費は、次のとおりとする。

種別	科 目		説 明	
	区 分	細 目		
人件費	給料	一般職給		
	職員手当等			
	共済費	共済組合負担金	人件費から給料が支弁される者に係る共済組合負担金及び保険料とする。	
旅費	旅費	普通旅費 日額旅費	当該事業施行のため直接必要な普通旅費及び日額旅費で次の用務に該当するものとする。 設計審査、工法協議及び検査等のため必要な旅費とする。 官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量又は検査のための管内出張旅費とする。	
庁費			当該事業施行のため直接必要な庁費（賃金、報償費、共済費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料、修繕料（備品購入費による備品に限る。）通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、使用料及び賃貸料、庁用器具費、機械器具費、負担金、公課費）とする。	
	賃金		日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員。）に対する賃金等とする。	
	報償費		調査、試験、研究等を委嘱された者又は協力者等に対する謝金等とする。	
	共済費	社会保険料	庁費から賃金が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。	
	需用費	消耗品費		各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品費とする。
		燃料費 食糧費		自動車等の燃料費とする。 補償交渉等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。
印刷製本費 光熱水料 修繕料			図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。 電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料とする。 庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。	
役務費	通信運搬費		郵便料、電信電話料及び運搬費並びに乗船及び乗車の回数券とする。	
	広告料 筆耕翻訳料 自動車損害 保険料		補償交渉等事業遂行上特に必要と認められるものに限る。 設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。 自動車損害賠償責任保険の保険料とする。	
委託料			測量、設計、調査、試験、研究工事監督、検査、登記事務等	

使用料及び賃貸料		の委託料とする。 自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃貸料並びに有料道路通行料とする。
物品購入費	庁用器具費 機械器具費	庁用器具類及び標識（当該事業に必要なものに限る。）の購入費とする。 測量、試験、研究、実験調査用の機械器具類及び自動車（乗用車を除く。）等並びに工事監督用の舟艇の購入費（測量及び試験費に属するものを除く。）とする。
負担金、補助金及び交付金	負担金	当該事業に係る電気、水道、ガス等の施設の新設、増設等の負担金及びその他の負担金（当該事業に必要なものに限る。）とする。
公課費	自動車重量税	当該事業で取得した取得した自動車に限るものとする。

### 3 工事費の内容

当該事業の施行に必要な直接的経費とする。

#### (1) 本工事費

当該事業の目的物の建設等に直接必要な経費とする。

#### (2) 附帯工事費

本工事の施工に必要な他の施設又は設備の工事に要する経費とする。

#### (3) 測量及び試験費

当該事業の施行に必要な測量、調査、試験、観測、設計、工事監督、検査及び機雷等の危険物探査等の委託又は請負に要する経費並びに前記業務を実施主体が直接行う場合に必要日々雇用の単純労働に従事する者に対する人夫賃等とする。なお、当該年度の工事に関連して必要とされる翌年度に係るものも含むものとする。

#### (4) 用地及び補償費

工事の施工に伴う損失等に対する補償に要する経費（補償金に代えて当該事業者等が直接施工する補償工事に要する経費も含む。）とし、土地等の取得に要する経費は含まないものとする。

#### (5) 船舶及び機械器具費

当該事業の施行に直接必要な船舶、機械器具等であって当該事業者等が所有又は占有するものの購入、借上、運搬、据付、撤去、製作及び修理に要する経費とする。

#### (6) 営繕費

当該事業の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫及び仮設宿舍等の建物であって当該事業者等の所有又は占有となるものの新築、補修、移転又は借上に要する経費並びにこれらの建物に係る土地の借上等に要する経費とする。

### 4 附帯事業の内容

附帯事業の対象となる経費については次のとおりとする。

種別	科 目		説 明
	区 分	細 目	
人件費	給 料	一般職給	
	職員手当等		

	共済費	共済組合負担金	人件費から給料が支弁される者に係る共済組合負担金及び保険料とする。
旅費	旅費		
庁費	賃金		
	報償費		調査、試験、研究等を委嘱された者又は協力者等に対する謝金等とする。
	共済費	社会保険料	庁費から賃金が支弁される者に係る事業主負担の保険料とする。
	需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 修繕料	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品費とする。 自動車等の燃料費とする。 事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。 図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。 電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料とする。 庁用器具類及び自動車等の修繕料とする。
	役務費	通信運搬費 広告料 筆耕翻訳料 自動車損害保険料	郵便料、電信電話料及び運搬費並びに乗船及び乗車の回数券とする。 筆耕料、文献等の翻訳料とする。 自動車損害賠償責任保険の保険料とする。
	委託料		測量、設計、調査、試験、研究工事監督、検査、登記事務等の委託料とする。
	使用料及び賃貸料		自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃貸料並びに有料道路通行料とする。
	物品購入費	庁用器具費 機械器具費	庁用器具類等の購入費とする。 測量、試験、研究、実験調査用の機械器具類等とする。
	その他	原材料費 構築物設置費	技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要な原材料費 イベント等におけるパネル、ブース等の設置等

#### 第4 事務費の算定基準

実施主体が事業の施行に伴い、直接必要とする第3の2に掲げる費用であって、原則として工事費の4.5%を上限とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。

#### 第5 手戻り工事の取扱い

##### 1 手戻り工事

手戻り工事とは、工事施工中、施設の施工済み個所に被災等を受けた部分の工事をいう。

##### 2 手戻り復旧工事

手戻り復旧工事とは、手戻り工事の発生の原因が異常な天然現象又は工事施工中予測し

がたい事故等であり、発生時に手戻り部分が所定の施工管理のもとで施工済みであると確認又は検収を了したものに係る手戻り工事を災害復旧工事以外の国庫負担（又は補助、交付）対象として復旧する工事をいう。

### 3 手戻り報告

当該事業者等は、手戻り工事が発生した場合には、下記により所定の手続きを行う。

#### (1) 速報

手戻り工事が発生した漁港名（地区名）、施設名、日時及び被災概要等を速やかに取りまとめ、水産庁に電話等で報告する。

#### (2) 手戻り報告書

別記様式第1号に示す手戻り報告書一部を手戻りを受けた日から30日以内に水産庁長官に提出する。

## 第6 事業の実施手続等に関する指導

都道府県知事は、間接事業の実施に当たって、実施主体に対し次の指導を行うものとする。

### 1 事業の施行

### 2 実施主体に係る事業実施手続

### 3 関係書類等の整備

事業に係る交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書、設計書類等を整理保存すること。

### 4 施設管理関係書類の整備保管

財産管理台帳及びその他関係書類は、処分制限期間が終了するまで保管すること。

## 第7 施設の管理運営

1 この事業で整備した施設は、実施主体又は実施主体が指定した管理者（以下、指定管理者という。）が事業計画に基づき適切に管理運営するものとする。

2 施設の管理者は、放置艇収容施設等利用料等を徴収する施設については、適正な施設利用料を定め、施設利用者から施設利用料を徴収するものとする。

3 実施主体は、当該事業又は間接事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（施設並びに取得価格50万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で保管し、必要に応じて修繕、改良等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図るものとする。

4 施設等の管理は、原則として実施主体又は指定管理者が行うものとする。

## 第8 財産処分

当該事業により取得した財産を処分する場合、実施主体は別記様式第2号による処分申請書を提出する。財産処分の承認を受けて財産を処分した場合は、別記様式第3号による処分報告書を遅滞なく提出する。

## 第9 施設の増改築等について

1 都道府県知事は、間接事業者が施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築、模様替えを当該施設の処分制限期間中に行おうとするときは、別記様式第4号により都道府県知事へ届け出させるものとする。

2 都道府県知事は、毎年度の1の届出の状況を別記様式第5号により取りまとめ、翌年度

の6月末日までに水産庁長官に報告するものとする。

- 3 都道府県が実施主体の場合は、都道府県知事は、施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築、模様替えを当該施設の処分制限期間中に行おうとするときは、別記様式第4号の様式に準じ、水産庁長官に届け出るものとする。

#### 第10 災害の報告

- 1 都道府県知事は、あらかじめ市町村に対し、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が30万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況を別記様式第6号により取りまとめ都道府県知事に報告するよう指導するとともに、当該報告を市町村から受けたときは、施設等の被災状況を調査確認し、調査の概要及びそれに対する意見並びに被災写真等を付して、別記様式第7号により水産庁長官に報告するものとする。
- 2 都道府県知事が実施主体の場合は、都道府県知事又は当該施設の管理の委託を受けている管理主体の長は、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が30万円未満のものを除く。）は、直ちに被災の状況を別記様式第7号の様式に準じ取りまとめ、被災写真等を付して水産庁長官に報告するものとする。



取得財産処分申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣〇〇〇〇殿

〇〇都道府県知事  
氏 名 (印)

強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標により取得した財産を下記のとおり処分したいので承認受けてく補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条規定に基づき申請する。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分する理由
- 3 処分承認後の措置
- 4 添付資料
  - (1) 処分制限財産調書
  - (2) 写真
  - (3) 関係財務規則 (抜粋)
  - (4) その他

取得財産処分報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣○○○○殿

○○都道府県知事  
氏 名 (印)

平成○年○月○日付け○水港第○号で承認を受けた財産処分を下記のとおり実施したので報告する。

記

- 1 処分した財産
- 2 処分価格
- 3 処分制限財産調書
- 4 その他

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事〇〇〇〇殿

〇〇市町村長  
氏 名 (印)

施設等の増築（改築、移転、模様替）届

平成〇〇年度において、〇〇〇〇が実施主体となって実施した強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標で設置した施設等を増築（改築、移転、模様替）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築の理由
- 2 増築に係る施設等の概要及び増築内容

	増築(改築、移転、模様替)前	増築(改築、移転、模様替)後
(1) 事業種目（必要に応じ施設等の内容等）		
(2) 施設等の所在地		
(3) 施設等の構造・規模等		
(4) 施設等の取得年月日		
(5) 増築費用概要		
(6) 利用計画		
(7) 増築による効果		

- 3 設計書又は内容がわかる図面

番 号  
年 月 日

水産庁長官〇〇〇〇殿

〇〇都道府県知事  
氏 名 (印)

施設等の増改築等報告書

実施主体の長及び市町村長等により届出のあった、強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標で設置した施設等の平成〇年度における増改築等の状況をとりましたので、別紙のとおり報告します。

別 紙

区 分	実施主体	施設名	施設取得年月日	増改築等の内容	費 用	備考
増築						
	小計					
改築						
	小計					
移転						
	小計					
模様替						
	小計					
合 計						

(注) (1) 設計単位を一単位として記入すること。

(2) 小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事〇〇〇〇殿

〇〇市町村長  
氏 名 (印)

施設被害報告書

強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標で設置した施設に被害があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業種目（必要に応じ施設等の内容等）
- 2 施設等の所在地
- 3 施設等の構造及び規模
- 4 事業費
- 5 災害の種類及び被害の程度（被災前及び被災後の施設等の写真を添付すること。）
- 6 被害の原因
- 7 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額（見込み）
- 8 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 9 その他

水産庁長官〇〇〇〇殿

〇〇都道府県知事 氏名 (印)

施設被害報告書

〇〇〇〇が実施主体となって実施した強い水産業づくり交付金のうち漁港機能高度化目標で設置した施設について被害報告があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業種目 (必要に応じ施設等の内容等)
- 2 施設等の所在地
- 3 施設等の構造及び規模
- 4 事業費
- 5 災害の種類及び被害の程度 (被災前及び被災後の施設等の写真を添付すること。)
- 6 被害の原因
- 7 被災状況の調査概要
- 8 被災状況の調査に基づく都道府県の意見
- 9 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額(見込み)
- 10 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 11 その他